



令和8年度



国東市



夫婦ともに
29歳以下の世帯

最大 **60** 万円

結婚新生活

支援事業補助金

国東市での新婚生活を応援します！

夫婦ともに
39歳以下の世帯

最大 **30** 万円

対象経費

婚姻に伴う
住宅取得費



婚姻に伴う
住宅改修費



婚姻に伴う
住宅賃貸費



婚姻に伴う
引越費用



※引越し費用単独の
補助は行いません。

対象者

下記のすべてに当てはまる方

- 夫婦双方または一方の住民票が当該住宅の住所にある
- 令和8年1月1日～令和8年12月31日の間に新規に婚姻した世帯
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- 世帯の所得が500万円未満であり、公的補助を受けていない
- 夫婦および住所を同じくする世帯全員が市税等の滞納がない
- 夫婦ともに過去、この制度に基づく補助を受けたことがない
- 夫婦および住所を同じくする世帯全員が暴力団員等ではない
- 下記のいずれかの講座を申請年度内に受講する

ア ライフデザイン講座（乳幼児とのふれあい体験や子育て世帯との意見交換会を含む。）

イ プレコンセプションケアに関するもの

ウ 医療機関等への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座

申請期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日

【問い合わせ先】

国東市役所 まちづくり推進課 地域コミュニティサポート係

☎0978-72-5186 ✉machizukuri@city.kunisaki.lg.jp



公式HP

